



2026年6月24日

各 位

会社名 日本航空電子工業株式会社
 代表者名 社長 村木 正行
 (コード番号 6807 東証プライム市場)
 問合せ先 法務部長 山田 啓太
 (TEL 03-3780-2722)

支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社である京セラ株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

2026年3月31日現在

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
京セラ株式会社	その他の 関係会社	32.99	—	32.99	・株式会社東京証券取引所 プライム市場

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) その他の関係会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

当社の主要株主である京セラ株式会社（以下、「京セラ」といいます。）と当社の間では、2025年10月30日付で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しており、コネクタ事業の成長戦略の強化・実行及び経営資源の相互利用を含む協業を推進しております。

本資本業務提携契約において、京セラは、当社の自主的な経営を尊重し、支援することに合意しています。また、京セラは、京セラ並びに京セラの子会社及び関連会社（以下、「京セラグループ」といいます。）が保有する当社株式 22,232,269 株の議決権比率が 33.0%（以下、「本議決権比率」といいます。ただし、本議決権比率は、理由の如何を問わず当社の総議決権が増減した場合には、京セラグループの保有する当社株式 22,232,269 株に係る議決権数を分子とし、当該増減後の総議決権数を分母として算定される議決権比率に変更されるものとしております。）として維持すること、また、京セラグループの当社に対する議決権比率が本議決権比率であることであることを条件として、①当社の取締役1名を派遣する権利を京セラが有すること（候補者の人選については両社の合意のもとに決定するものとしております。）、及び②当社が京セラの事前の書面による同意を得ることなく、株式等（株式、新株予約権、新株予約権付社債又はその他株式を取得できる証券又は権利をいいます。以下同じです。）の発行若しくは自己株式の処分、第三者割当増資その他の増資又は本議決権比率が低減するおそれのあるその他の行為（役員及び従業員への報酬等としての株式等の発行及び自己株式の処分等を除きます。）

を実施しないことを合意するとともに、③京セラが当社の事前の書面による同意を得ることなく、京セラグループによる当社株式所有持分の第三者に対する譲渡、担保提供その他の処分を行わないこと等について合意しております。

(2) その他の関係会社からの独立性確保に関する考え方・施策等

当社は、一般株主の皆様の利益の保護を図るため、当社のその他の関係会社である京セラ又は当社株式を大量に保有するその他の株主と一般株主との利益が相反する重要な取引・行為が発生する場合などにおいては、取締役会の非常設の諮問機関であり、当社の独立社外取締役で構成される特別委員会において、事前にその審議・検討を行うこととしております。

また、本資本業務提携契約においても、当社と京セラとの間、又は、京セラと当社の一般株主との間における重大な利益相反が生じ得る取引については、当社においては独立社外取締役により構成される特別委員会の判断を尊重するものとし、京セラは、当社が上場企業であることを踏まえ、当社の一般株主の共同の利益・企業価値を尊重することを合意しております。

経営にあたっては、独立社外取締役5名の監督、助言、独立社外監査役2名の監査を受けながら、当社独自の意思決定を行っております。

本資本業務提携は当社のコネクタ事業の成長に向けた京セラとの提携関係の構築・深化を促進することを目的としたものであり、本資本業務提携における京セラグループの当社に対する議決権比率を維持することにより、当社の経営の自主性を確保しており、当社のガバナンスへの影響は軽微と考えております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

記載すべき重要な事項はありません。

以 上